

新潟市子どもの権利相談室

# こころのレスキュー隊

## 令和6年度活動報告書



マスコットキャラクター ここうさ・ここねこ

新潟市子どもの権利救済委員

令和8年 1 月

# 目次

I	子どもの権利救済委員のことば	
I	岡田救済委員	1
II	子どもの権利談室について	
1	子どもの権利相談室設立まで	3
2	子どもの権利相談室の概要	5
3	相談・救済の流れ	7
III	相談状況について	
1	相談の状況	9
2	相談事例	12
3	広報・啓発活動	13
IV	参考資料	
1	新潟市子ども条例	19
2	子どもの権利救済機関	
(1)	子どもの権利救済委員	25
(2)	子どもの権利相談・調査専門員	25

# I 子どもの権利救済委員のことば

## こころのレスキュー隊が存在する意義

代表救済委員 岡田典仁

- 1 令和4年4月から新潟市子ども条例が施行されました。前文等にうたわれているとおり、本条例では、国連で採択された「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の理念に則り、すべての子どもが、かけがえのない人格と人権を持った一人の人間として尊重され、子どもを取り巻くあらゆる場において、子どもの「最善の利益」が考慮、実現されることが目指されています。

こうした本条例の掲げる、子どもの権利、利益が侵害された場合にそれを擁護するため、本条例制定時に附則で市に検討が求められた救済及び権利回復を支援する機関として、令和5年12月市長の附属機関として子どもの権利救済委員を設置する条例改正が行われ、翌年8月に救済委員3名と相談・調査専門員、事務局からなる「子どもの権利相談室」が発足し活動を開始しました。

市内の中学生から、「こころのレスキュー隊」という愛称を付けてもらい、「こころさ」、「ここねこ」という2匹の可愛いキャラクターをこころのレスキュー隊の仲間に加えてもらいました。

- 2 こころのレスキュー隊が発足してから令和7年3月までに、40件近くの相談が寄せられ、救済申立に基づき学校等への調査、調整等を実施したケースもありました。内訳の数値等は本報告書をご覧頂ければと思いますが、ここでは、こころのレスキュー隊発足以来、私たち救済委員、相談・調査専門員が大切にしてきたことをお伝えしたいと思います。

私たちが子どもから相談を受けた際に、最も大切にしてきたことは、まず子どもの話にしっかり耳を傾け、子どもの気持ちに寄り添うことです。

子どもは、発達の程度や置かれた状況から、うまく自分の悩み、つらさを表現し伝えることができないことも多く、そもそも悩みが漠然としていて、自分でもよく整理できないけれど、話を聞いて欲しいということが多くあります。そうした場合、まずは子どもの話を否定も肯定も評価もせずありのまま受け入れ、注意深く、真摯に話に耳を傾け、そして子どもの立場に立って理解し共感する、こうした心構え、態度で子

どもに接することで、子どもは徐々に安心して心を開き、いろいろな話をしてくれて、子どもの抱える悩み、つらさに対する理解を深めることができます。

子どもの安心という面では、子どもが秘密にして欲しいことはできるかぎり（子どもの命や身の危険に関することは例外として）守り、保護者や先生らにも伝えないことも、私たちが常に心掛けている重要な事柄です。

子どもにとって保護者や先生、あるいは他機関には話せない悩みやつらさも、こちらのレスキュー隊なら話せるという安心感を持ってもらえることは、独立性が認められているこちらのレスキュー隊の重要な存在意義と考えます。そして、こうした安心感のもと、子どもとの対話を重ね、子どもの気持ちを中心に、（おとなの視点ではなく）子どもにとって何が「最善の利益」かを子どもと一緒に考え追求していくなかで、子どもがいくつも選択肢を持てるようにし、子どものエンパワメントを図ることが可能となります。

- 3 以上の点を大切にしながら、私たちは、日々子どもと接し、悩み、試行錯誤しながら、権利救済活動に取り組んでいます。

「ここうさ」の作者の中学生は、「うさぎは視野が広く、聴力も優れているので、色々な人の声をよく聴き、広い視野で話を聴いてくれるイメージ」を膨らませてキャラクターを考えてくれました。

私たち救済委員、相談・調査専門員は、子どもにとっての「ここうさ」になれるか自問自答し、その存在意義を確認しながら、今後も子どもの相談、調査等の権利救済活動に取り組んでいきます。

## Ⅱ 子どもの権利相談室について

---

### 1 子どもの権利相談室設立まで

新潟市では、すべての子どもが「一人の人間として尊重され、今を豊かに生き、成長発達する権利」をもつという理念のもと、令和3年12月に「新潟市子ども条例」を制定し、令和4年4月に施行しました。この条例は、国連の「児童の権利に関する条約」の理念を地方自治の中で具体化したものであり、子どもを権利の主体として位置づけ、社会全体で子どもの幸福を最優先に考える仕組みを整えたものです。その後、令和5年12月に「権利の侵害の救済」にかかる内容を加え、現在の「新潟市子ども条例」が制定され、令和6年4月より施行されました。

条例制定の社会的背景には、児童虐待、子どもの貧困、ヤングケアラーなどの問題があります。そうした中、子どもの権利を明確にし、おとなはこれを守ることですべての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまちにしたいと、新潟市議会の議員連盟から提案がありました。平成26年に市少子高齢化対策議員連盟と市男女共同参画推進議員連盟が合同で、子どもの権利擁護の先進事例である東京都世田谷区の子どもの人権擁護機関「せたホッと」などの先進地視察を行いました。以後、名古屋市や川崎市などの先進事例を調査し、平成29年には「子ども条例ワーキンググループ」が設置されました。

教育関係者や弁護士会、市民団体などとの意見交換を重ね、市立学校の児童生徒約8,000人を対象としたアンケートやパブリックコメントを経て、令和3年12月に全会一致で「新潟市子ども条例」が可決・制定されました。この条例は、子どもの権利に関する理念をうたうだけにとどまらず、子どもを権利の主体として位置づけ、子どもの幸福を最優先する社会を目指す子ども政策をこれまで以上に推し進めるための根拠条例です。

条例の前文には、子ども一人ひとりが異なる環境で育ち、異なる可能性をもつ存在であり、誰もがかけがえのない人格と人権をもつ一人の人間として尊重され、今を豊かに生き、成長発達する権利を有していることが明記されています。そして、この条例が真に子どもの豊かさと成長の力となるためには、この条例が子どもを含む市民に広く普及し、本市の子どもに関連する全ての施策及び計画の根本となること、子どももおとなも

すべての人が相互に権利を尊重し合うこと、権利侵害に対して適切な救済が図られることが必要だとしています。

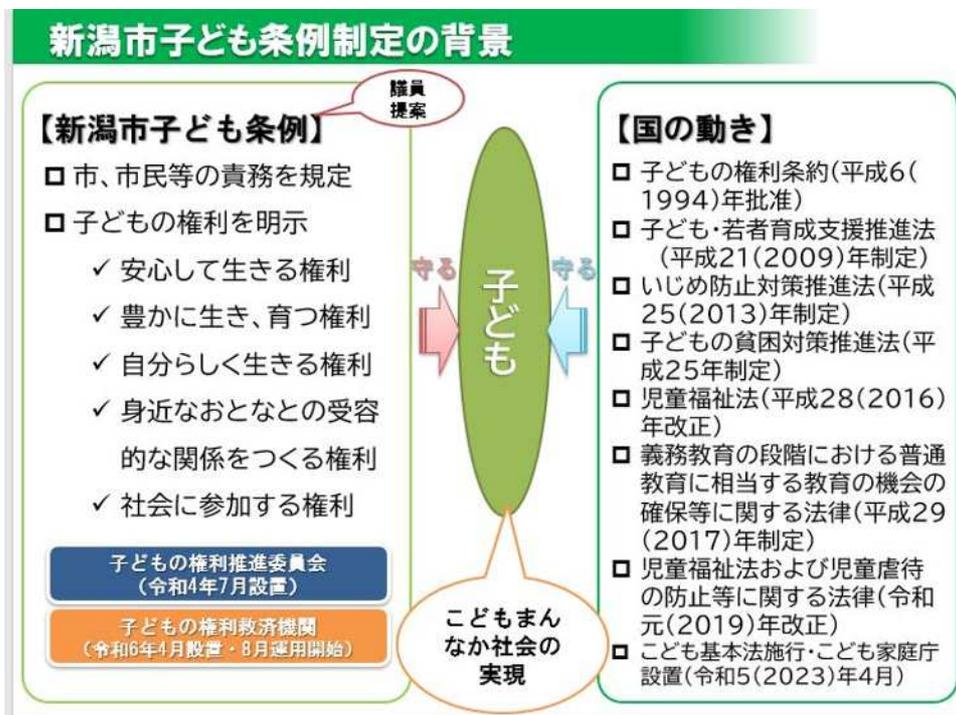
条例の第2章「子どもの権利」では、次の五つの柱となる権利を明示しています。

①安心して生きる権利、②豊かに生き、育つ権利、③自分らしく生きる権利、④身近なおとなと受容的な関係をつくる権利、⑤社会に参加する権利です。

第3章「子どもの生活の場における権利保障」では、これらの権利を、家庭・学校・地域等のあらゆる場で保障するために、市、保護者、学び・育ちの施設関係者、事業者、市民がそれぞれの責務を果たし、協力し合うことを定めています。

さらに、第4章「権利の侵害の救済」では、いじめや虐待、体罰、差別等の問題に対応する子どもの権利救済機関として、「子どもの権利救済委員」と、その職務を補佐する「相談・調査専門員」を設置することを決めました。

こうして、市民の声と議会の議論を経て誕生した「子どもの権利救済委員」「相談・調査専門員」に、事務局を加えた「新潟市子どもの権利相談室」は、子どもの最善の利益を守るための新たな相談・救済の窓口として令和6年4月に設置され、同年8月に「こころのレスキュー隊」の愛称で活動を開始しました。



## 2 子どもの権利相談室（愛称：こころのレスキュー隊）の概要

こころのレスキュー隊は、子どもの権利相談室関（以下、相談室）の愛称です。この相談室は、新潟市子ども条例に基づき、子どもの権利の侵害に関する相談・救済機関の窓口として設置されたものです。「いやなこと」「心配なこと」「話しにくいこと」を安心して話すことができる場所として、電話・メール・来所など多様な方法で相談を受け付けています。対象は、市内に住む子ども、市内の学校や施設に通う子ども、そして子どもに関する相談をしたい保護者やおとなです。

相談室では、まず、児童福祉や教育、心理などの分野に経験をもつ「相談・調査専門員」が相談受付として対応し、子どもの思いや状況に寄り添いながら丁寧に話を聴きます。その後、「子どもの権利救済委員」と「相談・調査専門員」が、子どもと相談しながら、一緒に、どうしていきたいかなどを考えます。そして、権利侵害が疑われる場合には調査や調整、勧告などの手続を進めます。相談の秘密は固く守られ、安全や命に危険が迫っている場合を除き、本人の同意なしに内容が外部に伝わることはありません。

救済委員は3名以内で構成され、子どもの権利に関する識見を有する者が担うこととされ、独立した立場で活動します。また、必要に応じて関係機関（学校、児童相談所、医療機関、警察等）と連携し、子どもの安全を最優先にした支援を行っています。

相談内容は、いじめ、家庭内暴力、体罰、性的搾取、学校や施設での不当な扱い、SNS上のトラブル等、多岐にわたります。相談は子ども本人だけでなく、保護者、友人、教職員、市民からも受け付けることができます。

さらに相談室は、単にトラブルを解決する場にとどまらず、子どもの権利を広く市民に伝える啓発活動の拠点でもあります。子どもやおとなを対象とした講座・研修の開催、パンフレットや啓発資料の作成・配布などを通して、「子どもが尊重されるまちづくり」を進めています。

## 【子どもの権利相談室の概要】

子どもからの様々な相談に対応し、他の機関から独立した立場で、子どもの権利に関する相談・救済を行います。

### □ 運営体制①

項目	内容
設置日	令和6年4月
開設日	令和6年8月1日(窓口開設・相談受付業務等の開始)
設置場所	新潟市万代市民会館 4階 ※子どもがアクセスしやすく、相談しやすい環境を整備 ※子どもの権利救済委員及び相談員が執務を行えるスペースを確保 ※対面以外(オンライン等)での相談等にも対応できるよう配慮
人員体制	<p style="text-align: center;"><b>子どもの権利相談室(こころのレスキュー隊)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>子どもの権利救済機関</b></p> <p>◆子どもの権利救済委員 弁護士、大学教授等子どもの権利に関し優れた見識を有し、第三者として独立性を保つことができるもの</p> <p>◆相談・調査専門員 子どもの権利救済委員を補佐し、相談対応や関係機関への調査・調整、普及・啓発等を行う。</p> <p>◇事務局(子ども政策課担当) 子どもの権利救済機関の庶務を処理する</p>

## 【子どもの権利相談室の概要】

子どものほか、該当する子どもに関する内容であれば、関係するおとなからの相談も可

### □ 運営体制②

項目	内容
相談・申立てができるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 市内に住所を有する子どもに関するもの(※子ども:18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者)</li> <li>□ 市内に通勤し、又は市内の学び・育ちの施設に通学し、通所し、若しくは入所する子どもに関するもの</li> </ul>
相談受付時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 月～火・木～金: 13:00～19:00</li> <li>□ 土: 10:00～16:00</li> </ul> <p>※日・水・第4月曜・祝日・年末年始休み</p>
相談方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 電話、対面</li> <li>□ メール、WEBフォーム</li> <li>□ 手紙、はがき</li> </ul>



## 3 相談・救済の流れ

子どもの権利相談室（愛称：こころのレスキュー隊）では、相談から救済までの手続きを、子どもにもわかりやすい仕組みで進めています。流れは次のとおりです。

### ① 相談の受付

子どもや保護者、市民などから、電話・メール・来所などで相談を受け付けます。匿名でも相談可能であり、内容は秘密が守られます。※ただし、安全やいのちに関わることは除きます。

### ② 相談内容の整理と支援

相談・調査専門員が丁寧に話を聴き取り、救済委員と協議しながら状況を整理します。子どもの希望や意向を聞いた上で、必要に応じて、学校や関係機関につないだり、安心できる支援方法を一緒に考えたりします。

### ③ 救済の申立て

いじめ、虐待、体罰、差別など、子どもの権利侵害が疑われる場合、相談者または子ども自身が「救済の申立て」を行うことができます。申立ては、口頭・書面・メールなど多様な方法で受け付けます。

### ④ 調査・調整

子どもの権利救済委員が、申立てや相談内容をもとに調査を行い、必要があるときは関係する市の機関に説明を求めたり、調整を行ったりします。調査の過程では、子どもの意向を尊重し、同意のもとで手続きを進めます。

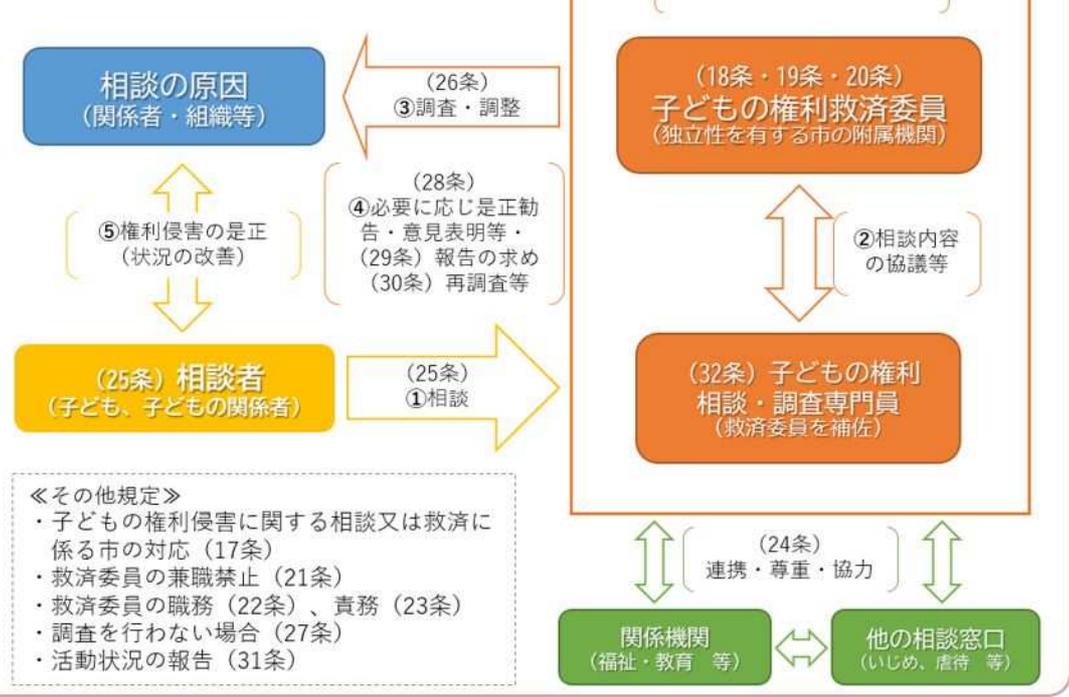
### ⑤ 勧告・意見表明

調査の結果、権利侵害が確認された場合は、市の関係機関等に対して「是正の勧告」や「制度改善の意見表明」を行うことができます。これを受けた関係する市の機関等は、60日以内に改善状況を報告し、必要に応じて再調査が行われます。

### ⑥ 報告・公表

救済委員は、活動結果を毎年市長に報告し、公表します。個人情報に配慮した形で概要を公表し、同様の事案が再び起きないように啓発へとつなげています。

## 【相談・対応フローと根拠条文】



あなたからの相談は、「こころのレスキュー隊」の相談員が話を聞きます。子どもの権利が守られていなければ、どんなことがおきているのか調べたり、いろいろなどころにはたらきかけて、あなたの気持ちが元気になるように、解決する活動をしたりします。

**秘密は守ります**  
相談内容は、あなたに許可なく親や学校などには知らせません。「こころのレスキュー隊」の中だけでどうすればいいか、考えしていきます。

**こころのレスキュー隊** ができること

- 相談員・救済委員と一緒に考える**  
あなたの気持ちや意見をじっくり聞きます
- 救済委員 調べる 協力してもらう**  
あなたに代わり気持ちや意見を伝えることもできます  
関係する人たちに話を聞いたり、協力をお願いしたりします
- 救済委員 勧告・要請・意見表明**  
あなたの周りをもっとよくしていくために、ほかのところにはたらきかけて、ルールの変更を求めることもできます  
勧告…こうしてほしいと強く求めること  
要請…こうしてほしいと強く求めること  
意見表明…こころのレスキュー隊の考えを、はっきりあわせて伝えること

解決

**相談方法**

電話 0120-175-255  
県庁本庁舎 025-288-1752

メール kokousa@city.niigata.lg.jp

手紙 〒950-0082  
新潟市中央区東万代町9-1  
万代市民会館4階  
こころのレスキュー隊あて

WEB 相談専用フォームはこちら →

**相談時間**

月・火・木・金 13:00~19:00  
土 10:00~16:00

会ってお話したいときは、準備があるので  
月・火・木・金…17:30  
土…15:00までに連絡してください。

**お休みの日**

水・日・祝日・毎月第4月曜日  
(祝日の場合はその翌日)

年末年始 (12/29~1/3)

## Ⅲ 相談状況について

---

### 1 相談の状況

相談室が開設した令和6年8月から令和7年3月までに寄せられた相談は、37案件、相談回数は、のべ254件でした。

相談者は、子どもが全体の70%となり、保護者等が30%となっています。相談内容をみると、学校関係の心身の悩みなど相談者自身の悩みが40%を占め、いじめや不登校、教職員の対応などの学校関係の悩みと、虐待や家族内の人間関係などの家族関係の悩みが、それぞれ27%ずつ、子育ての悩み、内容不明瞭など、その他が5%となっています。

最初の相談方法は、WEBフォームからが57%、電話が43%で、これを相談者別にみると、子どもからの相談はWEBフォームからのものが多く、2回目以降は、電話、メールへとつながっていることがわかります。これは、WEBフォームからの相談では、直接、返信ができないため、2回目以降は、メールや電話、面談にならざるを得ないことと関わっています。そのため、返信を希望しないもの、返信方法の記載がないものもあり、2回目以降の相談につながらなかったものもあります。

相談の内容については、一回の電話で終わるもの、WEBフォームから思いを伝えてくるもの、そこから面談につながるものなど、様々なケースがありました。電話やメールにより、定期的に相談が続くものや、複数回の面談や申立てにより、学校等に調査に入るケースもありました。

家庭内での保護者等との関係に関する悩み、学校内外での友達関係のトラブル・いじめに関する相談、教職員の対応に関する相談、部活動指導に関する相談など、様々な相談がありました。

## 子どもの権利相談室の運用状況について

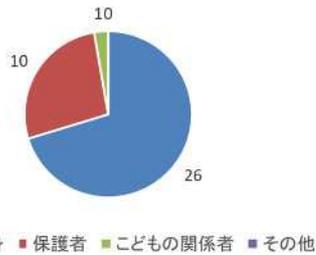


### 【令和6年8月1日から令和7年3月31日までの状況】

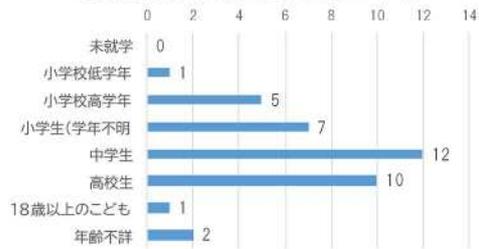
□ 相談案件数 37件(相談として受け付けた件数)

□ 相談者の区分

相談者の区分

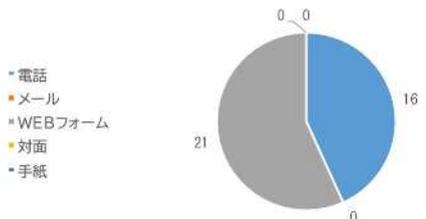


相談者(相談の対象となる子ども)の年代

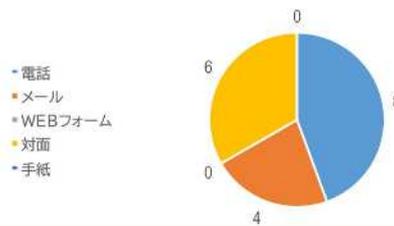


□ 相談の方法

初回相談方法

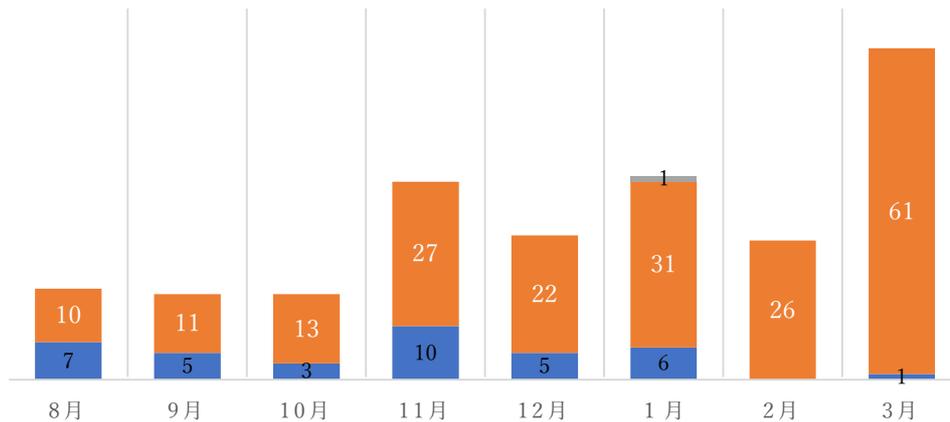


2回目以降相談方法



### 月別対応案件数 (のべ254件)

■ 新規案件 ■ 継続案件 ■ 再開

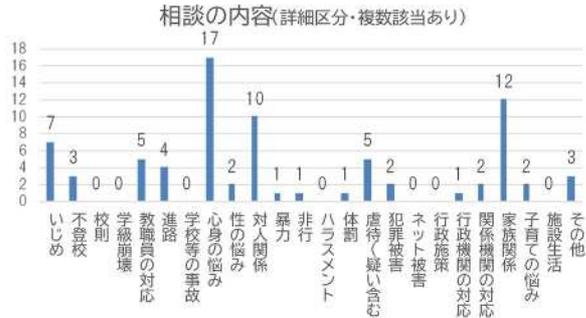
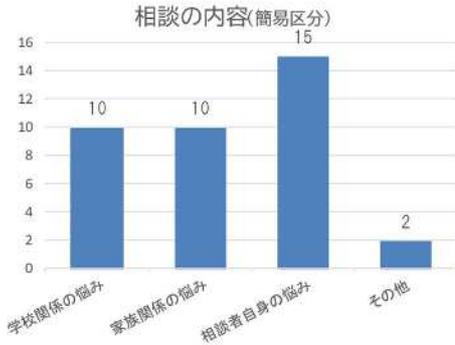


## 子どもの権利相談室の運用状況について



### 【令和6年8月1日から令和7年3月31日までの状況】

#### □ 相談の内容

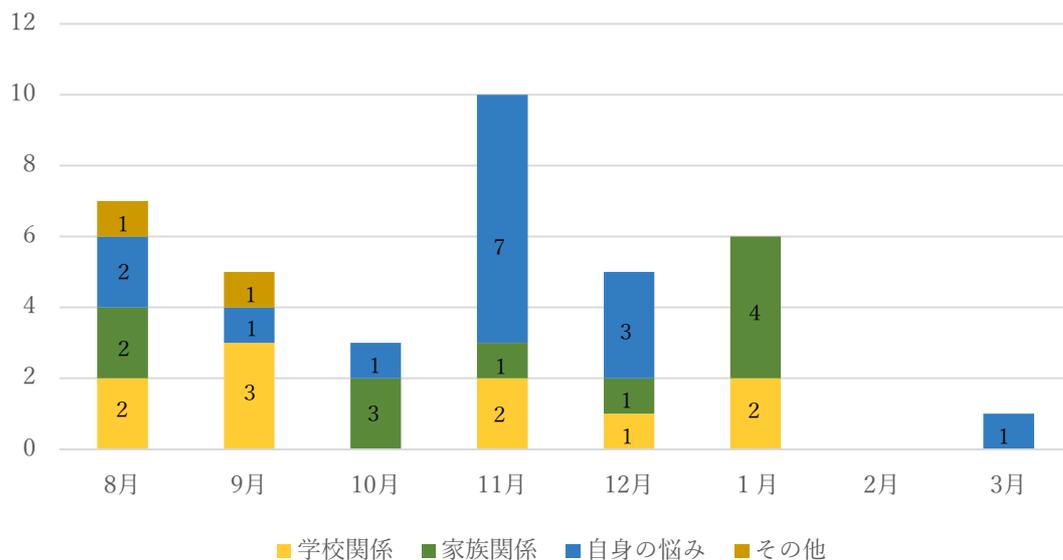


#### □ 相談の概要

- ◆ 家庭内での保護者等との関係に関する悩み
- ◆ 学校内・外での友達関係のトラブル・いじめに関する相談
- ◆ 教職員の対応に関する相談
- ◆ こども自身の特性や心、気持ちに関する悩み
- ◆ 部活指導に関する相談 など

- ✓ 1回の電話相談だけで終わるケース、WEBフォームから思いを伝えてくるケース、複数回面談や電話を重ねるケースなど様々
- ✓ 保護者と子どもが一緒にの相談において、子ども自身の気持ちを中心に丁寧に聴き取る

### 月別相談内容別 (新規案件)



## 2 相談事例

※ プライバシー保護のため、実際の相談事例を基に変更・作成した相談事例です。

### 事例1 学校と家での対人関係の悩み

相談者：高校生（本人） 相談方法：WEB フォーム → メール

【相談内容】中学生時代に対人関係のトラブルを経験したことから、高校でクラスメイトに過剰に気を遣い、心身ともに疲弊している。どうしたらよいか。

【相談室での対応】

中学校時代に仲間外れにされた経験がある。また、家族仲が険悪で、母親から悩みを聞かされ相談に応じているヤングケアラーの状態にあることもわかった。

身近な人たちに相談できないと思い込んでいる原因を掘り下げていくと、学校の先生から本人の気持ちを無視した発言をされた経験があったこと、他の人もそれぞれ大変なのに自分のことで煩わせるのは申し訳ないという思いがあり、相談者には、心理的負債感の高さや自己肯定感の低さが関係していると思われた。

そこで、相談者が遭遇している現状は客観的に見て大きなストレスを抱えてもおかしくない事や、そうならないように配慮することはおとなが子どもに対して負っている普通の責任であることを、相談者に伝えた。そして、学校の先生や両親など身近なおとなに、困っている気持ちを話してみてもどうか、もしも、手助けや仲介が必要ならば、教えてほしいと伝えた。

結果として、相談者自ら母親に相談することを決心し、母親との話し合いにより家庭や学校での過ごし方について少しずつ改善に向けて協力を得ることができるようになった。

### 事例2 スポーツクラブチームにおける人間関係の悩み

相談者：高校生（父親→本人） 相談方法：電話 → 電話・面談

【相談内容】

（本人）所属しているスポーツクラブ内で、陰口を言われたり物を隠されたりしている。コーチに相談しても取り合ってくれず、こちらにも非があるように言われた。競技はやめたくないが、どうしたらいいかわからない。

【相談室での対応】

本人と面談し、今のつらい状況やこれまでの過程を聞き、本人の気持ちの整理をしていった。すると「今までみたいに楽しくクラブへ通いたい」という希望はあるが、コーチや他の部員のことを考えるとつらい気持ちは変わらないという結論に至った。当初、そのスポーツクラブで練習することに本人はこだわっていたが、次第に他のスポーツクラブに移ることも視野に入れて考え始めたため、父親同席の面談の場を設けた。父親に自分の気持ちを伝え、他のスポーツクラブに移って競技を続けるという選択をし、今では新しいスポーツクラブに通うことになった。

### 3 広報・啓発活動

#### 【相談・救済に係る周知・啓発について】

□ 4つ折りリーフレットと相談窓口カードを作成し、子どもたちに相談窓口の存在を幅広く周知しています。



区分	R6(2024)年						R7(2025)年					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 発達段階に応じた啓発資料の作成と展開				・7月下旬 市内小学校、中学校に電子データで子どもの権利相談室の周知チラシ等展開			一動画一 ・10月以降 市内保育園、こども園等へ動画の活用を依頼 一コンテンツ一 ・子ども向け子ども条例絵本					
2 周知・啓発キャンペーンの実施				・9月上旬 新小学校1年生、中学校1年生にパンフレット冊子配布 ・9月中 子どもの権利相談室 4つ折り			一新潟市子どもの権利月間一 ・関連イベントの実施 ・11/1-8、16-30懸垂幕の設置 ・10月~11月 SNS広告 (Instagram, facebook) ・フリーペーパーへの掲載 ・その他、連携イベントでの周知			一認知度調査一 ・フリーペーパー告知 webアンケートについて掲載 (募集期間 調整中)		
1 普及・啓発と学習・研修												
3 多様な情報発信ツールを活用した周知・啓発												
4 子どもと関わる職員等の研修を通じた理解の促進	5/30(木) 新任保育士研修	6/14(金) ファミサポ提供 会員研修		7/8 瀧川中学校 子ども条例に係る講演 7/9-10 小・中学校校長会での救済機関への協力要請			8月下旬 家庭教育支援ファシリテーター養成講座					10月中旬 ファミサポ提供 会員研修
5 妊娠からの継続した学びの機会の提供												
6 学校や地域活動における子どもとおとなへの周知												
7 情報が届きにくい子どもへの配慮												
8 事業者への周知・啓発												

## 【実施結果（令和6年度）】

### 発達段階に応じた周知・啓発

- 令和6年3月に制作した未就学児等向けの紙芝居の活用について、市内の保育施設にお知らせしました。
- 市立保育園にて、子どもの権利について紙芝居を使った読み聞かせを実施するとともに、その様子を保護者へのおたよりでお知らせしました。



紙芝居読み聞かせの様子

### 周知・啓発キャンペーンの実施

- 11月の子どもの権利月間にあわせ、幅広い世代に子どもの権利及び子ども条例を周知・啓発するため、以下の取組を実施しました。

#### ① BSNキッズフェスティバル（10/5）

万代シティパークで行われたBSNキッズフェスティバルにブースを出展しました。多くの親子連れに周知パンフレットや風船を配布するとともに、子どもたちに塗り絵も楽しんでいただきました。

配布物：400セット 風船：900個



子ども条例 PR ブースの様子

#### ② イオンモール新潟亀田インター店

##### 周知・啓発イベント（11/3）

過去に“中学生による意見交換会”に参加してくれた高校生がボランティアとして協力し、訪れた親子連れやおとなに、パンフレット等の配布や缶バッジ制作のサポート、ストラックアウトに参加してくれた親子へのノベルティグッズの配布等を行いました。



ボランティアとして活躍する高校生

児童相談所とも連携し、里親PRキャラクターペアるん・ミラるんと、子育て応援キャラクターほのわちゃんの参加やテレビ取材も入り、多くの市民にPRすることができました。

- ・高校生ボランティア：7名
- ・配布実績：375セット



ほのわちゃんのグリーティング

### ③ アウトメディアでの周知

・本庁舎正面に子どもの権利月間啓発用懸垂幕を掲出しました。

・万代シティ、JR駅構内などのデジタルサイネージに、子ども条例、子どもの権利相談室の周知動画を掲出しました。



デジタルサイネージ



懸垂幕掲出

## 多様な情報発信ツールを活用した周知啓発

### ● フリーペーパーasshでの周知・啓発（R6.11）

11/3発行のassh紙面にて、子どもの権利に関するタイアップ記事を掲載しました。あわせて、子どもの権利月間イベントの告知、子どもの権利相談室のPR記事も掲載しました。

### ● SNS等での周知（R6.11）

幅広い層への子ども条例の周知・啓発を図るため、子ども条例PR記事や子ども条例啓発動画を、SNSやネットテレビ（TVer）から配信しました。



● 子どもの権利相談室のHPの更新 (R7.2)

他都市の事例などを参考としながら、子どもたちにとってより親しみやすい相談室となるよう、こころのレスキュー隊HPに救済委員の似顔絵や一言メッセージを掲載しました。



相談員・救済委員の紹介コンテンツ

子どもと関わる職員等への研修を通じた理解の促進

● ファミリー・サポート・センター (ファミサポ) 提供会員研修での周知 (R6.10)

子育てを応援する人 (提供会員) と子育てを応援してもらいたい人 (依頼会員) をマッチングさせる、地域に密着した子育て支援の取組であるファミサポ事業の新規提供会員に対し、新潟市子ども条例及び子どもの権利相談室について説明し、ファミサポ活動においても子どもの権利を意識した取組を要請しました。

● スポーツ指導者研修会での周知 (R7.1)

新潟市スポーツ協会主催の指導者研修会において、子どもの権利相談室のリーフレットを配布し、子どもの権利や相談に対応する窓口が開設したことを周知しました。

今後、部活動の地域移行などが進展するなか、スポーツ指導者に対しても子どもの権利について、理解促進を図っていく必要があります。

● 西区役所職員向け研修 (R7.1)

西区役所地域課の主催による、区職員向け研修において、子ども条例の内容及び取組状況のほか、令和6年8月に開設した子どもの権利相談室に係る相談受付状況等について説明しました。西区及び関係機関の職員計36名が参加し、会場とオンラインのハイブリットでの研修を行いました。

《研修参加者アンケート自由意見》

- ・ 子ども条例をわかりやすく理解できた
- ・ 多くの職員が知っておくべき内容だと感じた
- ・ 自分自身の役割について改めて確認することができた など

- ヤングケアラー関係職員用 初期対応マニュアルへの掲載（R7.4）

家族の介護その他日常生活上の世話を過度に行っていると認められるヤングケアラーに対し、必要な支援を提供していくために作成した「他機関・多職種連携で対応するヤングケアラー支援初期対応マニュアル」において、子ども条例及び子どもの権利相談室の概要を掲載しました。支援に関わる職員が、子どもの権利を念頭に置いて活動することや、子どもの権利相談室を含む関係機関との連携強化が期待されます。

## 妊娠期から継続した学びの機会の確保

- 令和7年度版母子健康手帳への子ども条例周知記事の掲載

母子健康手帳に、子どもの権利に関する特設ページを作成、子どもが有する5つの権利と、これを守るおとなの責務を分かりやすく掲載し配布することとしています。

- 子育て応援パンフレットスキップへの周知記事の掲載

4月下旬発行予定の子育て応援パンフレットスキップに、子ども条例に関するページを作成し、妊娠届提出者、子育て世帯の転入者、公共施設や商業施設等での配布を行います。（令和7年4月下旬）

## 学校や地域活動における子どもやおとなへの周知

- 子育て支援施設での周知（R6.12）

子育て支援センター等において、施設を利用する子どもたちに、ここうさ・ここねこの塗り絵を楽しんでもらうとともに、子どもの権利相談室のリーフレット、カードを設置してもらい、こころのレスキュー隊の周知に努めました。



- 新潟市人権イラスト展での周知（R7.1）

中央図書館ほんぽーとや北区役所を会場に行われた人権イラスト展に、子ども条例周知・啓発パネルや子どもの権利相談室リーフレット等を設置し、施設利用者や地域の方々への周知を進めました。



- 商業施設での周知（R7.3）

イオンモール新潟亀田インター店内において、前述の支援センター利用児童等が作成したここうさ・ここねこ塗り絵と周知パネル・ポスターの掲示を行いました。



※学校等での周知は、意見表明・社会参加の活動と連動して実施しています。

## 情報が届きにくい子どもへの配慮

- 放課後等デイサービスネット事業者研修会での周知

江南区文化会館で放課後等デイサービスを運営する事業者を集めた研修会において、子ども条例の概要及び子どもの権利相談室の設置について説明しました。

各施設において、職員に子ども条例等について理解を深めていただくとともに、子ども条例のポスターの掲示やこころのレスキュー隊リーフレット等の設置による利用者への周知に協力を要請しました。

## 事業者への周知・啓発

- 新潟商工会議所会報への掲載等

新潟商工会議所の協力を得て、会員事業者向けのメーリングリスト及び広報紙に、子ども条例及び子どもの権利相談室PR記事を掲載していただき、事業者への周知を図りました。

また、ここうさ・ここねこ等の利用に係る要領を策定し、ルールに則った活用を事業者に呼びかけ、こころのレスキュー隊の認知向上に努めました。

**新潟市の子ども・子育てを支援・応援する企業様へ  
「新潟市公式キャラクター」をご活用ください**

新潟市の子ども・子育てを支援・応援する企業の取り組みであれば、要領及びマニュアルに沿った形でお使いいただけます。使用目的により手続きが異なりますのでご注意ください。

はじめまして  
新潟市子どもの権利相談室  
マスコットキャラクター  
ここうさ・ここねこです

**こころの  
レスキュー隊**

はじめまして  
新潟市子育て応援キャラクター  
ほのわちゃんです！

はははは！  
未来を支える  
**子ども  
の笑顔**

はははは！  
未来を支える  
**子ども  
の笑顔**

# IV 参考資料

## 1 新潟市子ども条例

令和3年12月27日条例第64号

改正

令和5年12月27日条例第57号

新潟市子ども条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 子どもの権利（第7条—第12条）

第3章 子どもの生活の場における権利保障  
（第13条—第16条）

第4章 権利の侵害の救済（第17条—第32条）

第5章 権利の保障と推進（第33条—第36条）

第6章 雑則（第37条）

附則

子どもが、一人の人間として、今をすこやかで豊かに生き、未来を担う仲間として成長することは、大切なことです。私たちは、子ども一人ひとりの存在をこの上なく誇りに思うと同時に、子どもが本市においてすこやかで豊かな子ども期を過ごせるよう支援することを重大な責務と考えます。

子どもは、一人ひとりが異なった環境で育ち、一人ひとりが異なった可能性を持っています。そして、子どもの誰もが、かけがえのない人格と人権を持った一人の人間として尊重され、今を豊かに生き、成長発達する権利を有しています。

これらの権利を実現するためには、子どもと接する身近なおとなが、子どもの思いや願いを受け止め、誠実に顔を向ける関係が不可欠です。このような関係が保障されて初めて、子どもは、一人の人間としての尊厳を享受し、豊かな子ども期を過ごし、自律性や創造性、そして他者に対する寛容と愛を培うことができます。そして、大切にされているとの自己肯定感を抱くことで、親をはじめ身近なおとなへの尊敬と感謝の気持ちが芽生え、さらには、いじめなどにより他者の権利を奪ってはいけないということに、気付くことができることでしょう。

この条例が真に子どもの豊かさと成長の力になるために、子どもを含む市民に広く普及し、本市の子どもに関連する全ての施策及び計画の根本となること、子どもと接する身近なおとなの権利が確保されること、子どももおとなも全ての人が相

互に権利を尊重し合うこと、そして権利侵害に対して適切な救済が図られることが必要です。

子どもは、この地球上に生きる一人の人間として、国内外を問わず、人々との相互理解と交流を深め、北東アジアをはじめとする世界の平和と共生を目指す本市において、欠かすことのできない大きな役割を担っています。そして、その役割を自覚し、自ら学んでいく姿勢を持つことで、社会の一員として成長に応じた責任を果たしていくことが求められています。

一方、子どもと接する身近なおとなは、子どもが能力を発揮することができるよう、学ぶ機会を確保し、理解を示すとともに、愛情を持って接することが必要です。

私たちは、子どもが、新潟の四季折々の豊かな自然と人のぬくもりの中でかけがえのない子ども期を過ごし、新潟市民としての誇りを持ち、ふるさとの伝統文化と産業を継承発展させてくれることを願い、ここに、国際連合総会で採択された児童の権利に関する条約の理念に則って、この条例を制定します。

### 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの権利及び市等の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、子どもの権利を保障し、全ての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまちの実現に寄与することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 18歳未満の全ての者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者をいいます。
- (2) 子ども期 子どもが、一人の人間として尊重され、今を豊かに生き、成長発達する全過程をいいます。
- (3) 成長発達 障がいの有無又は性別にかかわらず、一人ひとりの子どもが、精神的又は身体的な能力をその最大限まで獲得していく過程をいいます。
- (4) 学び・育ちの施設 学校、幼稚園、保育園、認定こども園その他の子どもが学び、育つための施設をいいます。
- (5) 身近なおとな 家庭、地域及び学び・育ちの施設において日常的に子どもと直に接す

るおとなをいいます。

(6) 思いや願い 言葉、行動、身体症状などによって表される欲求、意見、考え又は感情などをいいます。

(7) 保護者 親又は祖父母その他親権を行う者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する里親その他子どもを現に養育する者をいいます。

（基本理念）

第3条 子どもは、一人の人間として尊重され、今を豊かに生き、成長発達する権利を子ども固有の基本的権利（以下「子どもの権利」といいます。）として有し、かつ、これを実現するために、次の権利が保障されなければなりません。

(1) 身近なおとなに、いつでも自由に思いや願いを表明し、ありのままに受け止めてもらい、適切に伝えてもらうこと。

(2) 自然、仲間、地域及び社会との関わりの中で生きること。

2 子どもは、前項に定める子どもの権利をはじめ、日本国憲法に定める基本的人権、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）、児童福祉法その他の法令により定められた権利が保障されなければなりません。

（責務）

第4条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその保障に必要な条件整備及び支援を行わなければなりません。

2 保護者は、子どもの養育について主たる責任があることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

3 学び・育ちの施設の関係者（以下「施設関係者」といいます。）は、自ら関わりのある子どもの権利を尊重し、その保障に努めなければなりません。

4 事業者は、雇用する従業員が保護者である場合、仕事と子育てを両立できる環境づくりに努めなければなりません。

5 市民は、子どもの権利を尊重し、その保障に努め、子どもを地域全体で見守り、働きかけるよう努めなければなりません。

6 保護者、施設関係者、事業者、市民及び市は、子どもの権利を保障するため、相互に連携し、協力しなければなりません。

（周知啓発等）

第5条 市は、子どもの権利について、保護者、施設関係者、事業者及び市民の関心及び理解を深めるため、次に掲げる取組を行うものとしま

す。

(1) 周知啓発

(2) 学習及び研修の実施

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要な取組（子どもの意見表明と参画の促進）

第6条 市は、この条例の運用及び施策の実施にあたり、子どもが意見を表明する機会を確保し、子どもの参画の促進に努めるものとします。

第2章 子どもの権利

（この章に規定する子どもの権利）

第7条 この章に規定する子どもの権利は、子どもが、かけがえのない一人の人間として尊重され、今を豊かに生き、成長発達するために、全ての子どもに生まれた時から等しく保障されます。

2 この権利の保障に際しては、それぞれの子どもの年齢、成熟の度合い及び置かれた状況にふさわしい配慮がなされなければなりません。

3 この権利の行使については、公共の福祉、他者の権利又は名誉若しくは道徳の保護に配慮しなければなりません。

（安心して生きる権利）

第8条 子どもは、その生存と健康が守られ、理解と愛情を受け、安全にかつ安心して今を豊かに生き、成長発達するために、次の権利が保障されなければなりません。

(1) いのちが守られ、尊重されること。

(2) 愛情を持って育まれること。

(3) 差別又は偏見を受けないこと。

(4) いじめ、虐待、体罰、性的搾取などによって心身を傷つけられないこと。

(5) 健康に生き、適切な医療が受けられること。

(6) 有害な物質又は情報から守られ、安全な環境で生活できること。

（豊かに生き、育つ権利）

第9条 子どもは、豊かに生き、育つために、次の権利が保障されなければなりません。

(1) 自分に合ったペースで生活すること。

(2) 学ぶこと。

(3) 遊ぶこと。

(4) 安心できる場所で休むこと。

(5) 仲間と集うこと。

(6) 自由な方法で表現すること。

(7) 自然にふれ親しみ、自然環境を保障されること。

(8) 文化、芸術、スポーツにふれ親しむこと。

(9) 基本的な生活習慣及び社会性を身につけ

る環境を保障されること。

(10) 子どもの権利について知ること。

(自分らしく生きる権利)

第10条 子どもは、一人の人間として尊重され、自分らしく生きるために、次の権利が保障されなければなりません。

- (1) 個人として尊重され、他者との違いが認められること。
- (2) 不平等な扱いを受けないこと。
- (3) プライバシーが守られること。
- (4) 自尊心を傷つけられないこと。
- (5) 可能性を大切にされること。
- (6) 自由に独りでいたり、仲間といたりすること。

(身近なおとなとの受容的な関係をつくる権利)

第11条 子どもは、身近なおとなとの関わりの中で今を豊かに生き、成長発達するために、次の権利が保障されなければなりません。

- (1) 自分の思いや願いを自由に表明できること。
- (2) 自分の思いや願いをありのままに受け止めてもらい、一緒に考え、適切に伝えてもらうこと。
- (3) 理由を知り、納得できるように話をしてもらうこと。
- (4) 子どもだからという理由で、理不尽な扱いをされないこと。

(社会に参加する権利)

第12条 子どもは、自分及び社会のことについて意見を述べ、社会に参加するために、次の権利が保障されなければなりません。

- (1) 社会に参加し、意見が生かされる機会が与えられること。
- (2) 参加にあたって、適切な支援が受けられること。

### 第3章 子どもの生活の場における権利保障

(家庭における保障)

第13条 保護者は、子どもの権利を保障するため、豊かな子ども期を過ごすための生活環境を確保するとともに、子どもの立場に立ち、子どもの思いや願いを受け止め、それらに適切に応えるよう努めなければなりません。

2 保護者は、子どもの権利を守り、子どもが適切に権利を行使するため、子どもの年齢及び成熟の度合いに応じた支援に努めなければなりません。

3 保護者は、子どもの権利が侵害され、かつ、子どもが自ら権利を行使できない場合は、子どもに代わって子どもの権利を行使するよう努めなければなりません。

4 保護者は、子どもが今を豊かに生き、成長発達するために必要な場合には、施設関係者に、その子どもに関する情報を求めることができます。

5 保護者は、子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはなりません。

6 市は、虐待及び体罰を受けた子どもを早期に発見し、迅速かつ適切な救済及び回復に努めなければなりません。

7 市は、不登校、外国籍、障がい、貧困などさまざまな状況にある子ども及び保護者が差別されず、共生できるよう、適切な支援に努めなければなりません。

8 市は、保護者が尊重され、安心して子育てができるよう、財政的援助を含む必要な支援に努めなければなりません。

(学び・育ちの施設における保障)

第14条 施設関係者は、子どもが遊び又は学びを通して、豊かに生き、成長発達できるよう、環境の整備に努めるとともに、子どもの立場に立って、子どもの思いや願いを受け止め、それらに適切に応えるよう努めなければなりません。

2 施設関係者は、子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはなりません。

3 施設関係者は、虐待及び体罰を受けた子どもを早期に発見し、迅速かつ適切な救済及び回復に努めなければなりません。

4 施設関係者は、いじめの防止に努めるとともに、いじめが起きたときには、関係する子どもに対して迅速かつ適切に対応しなければなりません。

5 施設関係者は、不登校、外国籍、障がい、貧困などさまざまな状況にある子ども及び保護者が差別されず、共生できるよう、適切な支援に努めなければなりません。

6 施設関係者は、施設の運営及び子どもの処遇について、子どもに適切な情報を提供し、子どもの意見を聴くよう努めなければなりません。

7 施設関係者は、子どもが安全にかつ安心して活動できるよう、施設の安全管理体制の整備に努めなければなりません。

8 施設関係者は、子ども又はその保護者が子どもに関する情報を求めた場合には、その子どもの権利及び他者の権利に配慮して、それを提供

するよう努めなければなりません。

9 学び・育ちの施設の設置者及び管理者は、その職員が子どもの権利を保障できるよう、環境の整備に努めなければなりません。

10 市は、施設関係者が子どもの権利について正しく理解するために、施設関係者に対する研修の充実に努めなければなりません。

(地域における保障)

第15条 市及び市民は、子どもがすこやかで心豊かに今を過ごし、成長発達できるような地域づくりに努めなければなりません。

2 市及び市民は、地域において、子どもが安心して過ごし、遊び、学びなどさまざまな活動を通して、他者との豊かな関係を築いていけるような居場所及び機会を確保し、充実するよう努めなければなりません。

3 市及び市民は、子どもが自然にふれ親しみながら生きられるよう、地域における自然の保全に努めなければなりません。

4 市は、子どもの権利保障に資する地域活動を支援し、かつ、連携を図るよう努めなければなりません。

(参加の機会の確保)

第16条 保護者、施設関係者、市民及び市は、子どもが自由に意見を述べ、参加できる機会及び活動の確保に努めなければなりません。

2 保護者、施設関係者、市民及び市は、子どもの参加を促進し、子どもの自主的で自発的な活動を奨励するため、適切な支援に努めなければなりません。

#### 第4章 権利の侵害の救済

(相談及び救済)

第17条 市は、次条に定める新潟市子どもの権利救済委員によるもののほか、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済について、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに、子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

(救済委員の設置)

第18条 市は、子どもが権利の侵害を受けた場合等において、迅速かつ適切に救済し、権利の回復を支援するため、市長の附属機関として、新潟市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」といいます。）を置きます。

2 救済委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有し、かつ、第三者として独立性を保持し得る者のうちから、市長が委嘱します。

(救済委員の定数及び任期等)

第19条 救済委員は、3人以内とします。

2 救済委員の任期は3年とし、再任することができます。

3 市長は、救済委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他救済委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、これを解嘱することができます。

(代表救済委員)

第20条 救済委員のうちから代表救済委員1人を置き、救済委員の互選により定めます。

2 代表救済委員は、救済委員の会議を主宰し、救済委員を代表します。

3 代表救済委員に事故があるとき、又は代表救済委員が欠けたときは、救済委員のうちから代表救済委員があらかじめ指名する者がその職務を代理します。

(兼職の禁止)

第21条 救済委員は、次の職を兼ねることができません。

(1) 衆議院議員

(2) 参議院議員

(3) 地方公共団体の議会の議員又は長

2 救済委員は、前項に定めるもののほか、公平かつ適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができません。

(救済委員の職務)

第22条 救済委員は、次の職務を行います。

(1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言及び支援をすること。

(2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、是正要請等を行うこと。

(3) 勧告、意見表明等の内容を公表すること。

(4) 制度の改善を求めるための意見を表明すること。

(5) 子どもの権利の侵害を防ぐため必要な支援をすること。

(6) 子どもの権利の擁護について必要な理解を広めること。

(救済委員の責務)

第23条 救済委員は、職務を行うに当たっては、子どもの権利の擁護者として、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、関係機関等と相互に協力及び連携を図らなければなりません。

2 救済委員は、その地位を政党又は政治目的のために利用してはなりません。

3 救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

(尊重及び協力)

第24条 市の機関は、救済委員の職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び必要な援助をしなければなりません。

2 何人も、救済委員の職務の遂行に関し、積極的に協力しなければなりません。

3 何人も、権利が侵害されていると思われる子ども又は子どもの権利を侵害していると思われる者を発見した場合は、速やかに、救済委員に次条第1項に規定する相談又は救済の申立てを行わなければなりません。

(相談及び救済の申立て)

第25条 何人も、次に掲げる子どもの権利の侵害に関する事項について、救済委員に対し、相談又は救済の申立てを行うことができます。

(1) 市内に住所を有する子どもに関するもの

(2) 市内に通勤し、又は市内の学び・育ちの施設に通学し、通所し、若しくは入所する子ども(前号に規定する子どもを除きます。)に関するもの(相談又は救済の申立ての原因となった事実が市内で生じたものに限りません。)

2 救済の申立ては、書面、口頭又は電子メール、インターネットその他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができます。

(調査及び調整)

第26条 救済委員は、救済の申立てに関わる事実又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、調査を行うものとします。

2 救済委員は、救済の申立てが、救済に関わる子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において調査を行うとき、又は自己の発意に基づき取り上げた事案について調査を行うときは、当該子ども又は保護者の同意を得なければなりません。ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、救済委員が当該同意を得る必要がないと認めるときは、この限りではありません。

3 救済委員は、調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、調査を中止し、又は打ち切ることができます。

4 救済委員は、調査のため必要があるときは、関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地に調査することができます。

ます。

5 救済委員は、調査のため必要があるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外の者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができます。

6 救済委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害の是正のための調整を行うことができます。

(調査の対象外)

第27条 救済委員は、特別の事情があると認めるときを除き、救済の申立てが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を行わないものとします。

(1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は判決、裁決等を求め現に係争中の事案に関するものであるとき。

(2) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関するものであるとき。

(3) 救済委員の行為に関するものであるとき。

(4) 救済の申立ての原因となった事実のあった日から3年を経過しているとき。

(5) 前条第2項の同意が得られないとき(同項ただし書に該当するときを除きます。)

(6) 前各号のほか、調査をすることが明らかに適当ではないとき。

(是正の勧告等)

第28条 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告することができます。

2 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、制度の改善を求めるため意見を表明することができます。

3 第1項の規定による勧告又は前項の規定による意見表明を受けた市の機関は、これを尊重しなければなりません。

4 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外の者に対し、是正等の措置を講ずるよう要請することができます。

(報告及び公表)

第29条 救済委員は、前条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見表明をしたときは、その関係する市の機関に対し、その是正等又は改善の措置の状況について報告を求めるものとします。

2 前項の規定による報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、救済委員に対して、是正等又は改善の措置の状況について報告するものとします。

3 救済委員は、前条第1項の規定による勧告若しくは同条第2項の規定による意見表明をしたとき、又は前項の規定による報告があったときは、その内容を公表することができます。

4 救済委員は、前項の規定による公表をするに当たっては、個人情報等の保護について、十分な配慮をしなければなりません。

(再調査等)

第30条 救済委員は、前条第2項の規定による報告の内容等を踏まえ、必要があると認めるときは、改めて調査又は調整(以下「再調査等」という。)を行うことができます。

2 救済委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、その関係する市の機関に対し、改めて是正等の措置を講ずるよう勧告をし、又は制度の改善を求めるため意見表明をすることができます。

(活動状況の報告)

第31条 救済委員は、毎年、その活動状況について、市長に報告するとともに、公表するものとします。

(庶務等)

第32条 救済委員の庶務は、こども未来部で処理します。

2 救済委員の職務を補佐するため、児童福祉又は子どもの権利に関し優れた識見を有する者を相談・調査専門員として置きます。

3 第23条第1項の規定は、相談・調査専門員に準用します。

## 第5章 権利の保障と推進

(施策の推進)

第33条 市は、子どもの権利の保障を推進するため、子どもに関わる施策の充実を図ります。

2 市は、前項の施策を進めるに当たっては、総合的な推進計画を定めるものとします。

3 市は、前項の推進計画を定めるに当たっては、市民及び次条に定める新潟市子どもの権利推進委員会の意見を聴くものとします。

(新潟市子どもの権利推進委員会の設置等)

第34条 市は、子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、新潟市子どもの権利推進委員会(以下「推進委員会」といいます。)を設置します。

2 推進委員会は、市長の諮問を受けたとき、又は必要があるときは自らの判断で、子どもに関する施策、子どもの権利の保障状況などについて、調査及び審議をします。

3 推進委員会は、前項により調査及び審議をしたときは、その結果を市長に答申します。

4 推進委員会は、15人以内の委員で組織します。

5 委員は、人権、福祉、教育等の子どもに関する分野において学識経験のある者、子どもを含む市民、その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱します。

6 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

7 委員は、再任されることができます。

8 前各項に定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定めます。

(市の措置)

第35条 市は、推進委員会からの答申及び意見を尊重し、必要な措置をとらなければなりません。

(子どもの権利週間及び子どもの権利月間)

第36条 市は、全市民が子どもの権利について関心及び理解を一層深めるため、新潟市子どもの権利週間(以下「権利週間」といいます。)及び新潟市子どもの権利月間(以下「権利月間」といいます。)を設けます。

2 権利週間は、5月5日から5月11日までとします。

3 権利月間は、11月1日から11月30日までとします。

## 第6章 雑則

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行します。

附 則(令和5年12月27日条例第57号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 2 子どもの権利救済機関

### (1) 子どもの権利救済委員(敬称略、五十音順)

所属等	氏名(かな)
弁護士 (新潟県弁護士会子どもの権利委員会)	岡田 典仁(おかだ のりひと)
弁護士 (新潟県弁護士会子どもの権利委員会)	黒沼 有紗(くろぬま ありさ)
新潟青陵大学 福祉心理学部 臨床心理学 准教授	小林 智(こばやし たく)

#### 《委嘱の考え方》

- 子どもの権利救済委員は、こどもや保護者との直接折衝、他の機関(学校等)への聞き取り、調査、当事者や関係者との間に立った調整等を担う必要があります。
- また、子ども自身の気持ちに寄り添い、当該子どもの最善の利益を図るために行動する必要があります。
- このような考え方に基づき、類似事例や他都市の子どもの権利救済委員からの活動実態等を踏まえたヒアリングを参考としながら、上記のとおり決定しました。

### (2) 子どもの権利相談・調査専門員(常勤)

項目	概要
配置人数	4人
資格等	社会福祉、心理などに関する有資格者 (子どもに関する相談業務に従事経験あり)
その他	相談受付開始に向け、研修等を行い専門員のスキルアップを図りました。

#### 《設置根拠》

- 第32条 救済委員の庶務は、こども未来部で処理します。
- 2 救済委員の職務を補佐するため、児童福祉又は子どもの権利に関し優れた識見を有する者を相談・調査専門員として置きます。
- 3 第23条第1項の規定(※)は、相談・調査専門員に準用します。
- ※第23条第1項  
救済委員は、職務を行うに当たっては、子どもの権利の擁護者として、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、関係機関等と相互に協力及び連携を図らなければなりません。